

○国土交通省令第七十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第三条第二項の規定に基づき、地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令

地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(現地調査等の通知)

第二十条 (略)

2 地籍調査を実施する者は、次に掲げる場合において、地籍調査を効率的に実施するため必要があると認めるときは、当該所有者等に、現地調査に代えて図面等調査を実施する旨及び調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出をすべき旨を通知するものとする。

一 前項の通知を受けた土地の所有者等が、遠隔の地に居住していることその他の事情により、現地以外の場所において現地に関する図面、写真その他資料(第二十三条の二第一項及び第三十条第二項において「図面等」という。)を用いて行う一筆地調査(以下「図面等調査」という。)の実施を希望する旨を申し出た場合

二 前項の通知を受けた土地の所有者等と連絡を取ることができない場合

3 (略)

(筆界の調査)

第三十条 (略)

2 (略)

3 第二十条第二項又は第三項の規定による報告又は資料の提出の求めに応じない土地の所有者等(当該求めに応じない旨の意思を表示した者を除く。以下この条において「無反応所有者等」という。)による第一項の確認を得ることが困難な場合においては、筆界案を当該無反応所有者等に送付し、当該筆界案が到達した日から二十日を経過して

改正前

(現地調査等の通知)

第二十条 (略)

2 地籍調査を実施する者は、前項の通知を受けた土地の所有者等が、遠隔の地に居住していることその他の事情により、現地以外の場所において現地に関する図面、写真その他資料(第二十三条の二第一項及び第三十条第二項において「図面等」という。)を用いて行う一筆地調査(以下「図面等調査」という。)の実施を希望する旨を申し出た場合において、地籍調査を効率的に実施するため必要があると認めるときは、当該所有者等に、現地調査に代えて図面等調査を実施する旨及び調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出をすべき旨を通知するものとする。

(新設)

(新設)

3 (略)

(筆界の調査)

第三十条 (略)

2 (略)

(新設)

も当該無反応所有者等から意見の申出がないときは、当該無反応所有者等による第一項の確認を得たものとみなして調査することができる。

4|| 土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者（以下この項において「所在不明所有者等」という。）がある場合で、かつ、所在が明らかかな他の所有者等による第一項の確認（前項の規定により無反応所有者等による第一項の確認を得たものとみなされる場合を含む。）を得て筆界案を作成した場合においては、地籍調査を行う者が通常用いる公示の方法により、当該筆界案を作成した旨を公告し、その公告の日から二十日を経過しても当該所在不明所有者等から意見の申出がないときは、当該所在不明所有者等による第一項の確認を得ずに調査することができる。

5|| (略)

6|| 第一項又は第三項から前項までの規定に基づき調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」（街区境界調査にあつては「街区境界未定」と朱書するものとする）。

(地籍測量の方式)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 航測法による地籍測量は、令別表第四に定める精度区分乙一、乙二又は乙三が適用される区域において行うことができる。

(作業の順序)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 地籍図根測量及び地籍細部測量は、一筆地調査と併行して行うことができる。

(筆界点の位置の点検)

3|| 土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者（以下この項において「所在不明所有者等」という。）がある場合で、かつ、所在が明らかかな他の所有者等による第一項の確認を得て筆界案を作成した場合においては、地籍調査を行う者が通常用いる公示の方法により、当該筆界案を作成した旨を公告し、その公告の日から二十日を経過しても当該所在不明所有者等から意見の申出がないときは、当該所在不明所有者等による第一項の確認を得ずに調査することができる。

4|| (略)

5|| 第一項、第三項又は前項の規定に基づき調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」（街区境界調査にあつては「街区境界未定」と朱書するものとする）。

(地籍測量の方式)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 航測法による地籍測量は、令別表第四に定める精度区分乙二又は乙三が適用される区域において行うことができる。

(作業の順序)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 地籍図根測量は、一筆地調査と併行して行うことができる。

(筆界点の位置の点検)

第七十二条 筆界点の位置は、その位置が現地の位置を正しく表示しているかどうかを点検するものとする。

2 前項の点検を終えたときは、筆界点成果簿を作成するものとする。

(地籍図原図の作成)
第七十四条 (略)

2 前項の作業を終えたときは、筆界点番号図及び地籍図一覽図(街区境界調査にあつては街区境界調査図一覽図)を作成するものとする。

(標定点等及び航測図根点の選定)

第七十七条 空中写真測量に必要な水平位置及び標高の基準となる点(以下「標定点」という。)又は航空レーザ測量における航空レーザ計測(航空機又は無人航空機に搭載したレーザ測距装置と地表面又は地物との距離並びに当該レーザ測距装置の位置及び傾きの計測をいう。以下同じ。)の結果得られたデータ(第八十一条の四において「航空レーザ計測データ」という。)の点検及び調整を行うために必要な水平位置及び標高の基準となる点(以下「調整点」という。)は、地籍図根三角点等又は単点観測法により観測された点を使用するものとし、単点観測法により観測された点の座標値は、周辺の細部図根点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。ただし、自然物又は既設の工作物を利用することを妨げない。

2 標定点及び調整点(以下「標定点等」という。)は、次の各号に掲げる条件に基づいて選定しなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の選定の結果は、標定点選点図又は調整点選点図に取りまとめるものとする。

4 5 6 (略)

(補備測量における一筆地測量)

第七十二条 筆界点の位置は、その位置が現地の位置を正しく表示しているかどうかを点検するように努めなければならない。

(新設)

(地籍図原図の作成)
第七十四条 (略)

2 前項の作業を終えたときは、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覽図(街区境界調査にあつては街区境界調査図一覽図)を作成するものとする。

(標定点等及び航測図根点の選定)

第七十七条 空中写真測量に必要な水平位置及び標高の基準となる点(以下「標定点」という。)又は航空レーザ測量における航空レーザ計測(航空機又は無人航空機に搭載したレーザ測距装置と地表面又は地物との距離並びに当該レーザ測距装置の位置及び傾きの計測をいう。以下同じ。)の結果得られたデータ(第八十一条の四において「航空レーザ計測データ」という。)の点検及び調整を行うために必要な水平位置及び標高の基準となる点(以下「調整用基準点」という。)は、地籍図根三角点等を使用するものとする。ただし、自然物又は既設の工作物を利用することを妨げない。

2 標定点及び調整用基準点(以下「標定点等」という。)は、次の各号に掲げる条件に基づいて選定しなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の選定の結果は、標定点選点図又は調整用基準点選点図に取りまとめるものとする。

4 5 6 (略)

(補備測量における一筆地測量)

第八十三条 第四十六条、第六十八条、第七十条から第七十一条まで及び第七十二条第一項の規定は、第八十二条第二項第二号の「地籍図根点等」について準用する。この場合において、第六十八条中「地籍図根点等及び細部図根点（以下「細部図根点等」という。）」とあるのは「細部図根点等又は航測図根点」と、第七十条の二第一項及び第三項、第七十条の三、第七十条の五第二項及び第七十一条中「細部図根点等」とあるのは「細部図根点等又は航測図根点」と、第七十条の二第二項中「地籍図根測量又は細部図根測量に引き続き行う場合を除き」とあるのは「与点とする細部図根点等又は航測図根点が地籍測量の着手前に設置された既設のものである場合は」と読み替えるものとする。

第八十三条 第四十六条、第六十八条及び第七十条から第七十二条までの規定は、第八十二条第二項第二号の「地籍図根点等及び細部図根点（以下「細部図根点等」という。）」とあるのは「細部図根点等又は航測図根点」と、第七十条の二第一項及び第三項、第七十条の三、第七十条の五第二項及び第七十一条中「細部図根点等」とあるのは「細部図根点等又は航測図根点」と、第七十条の二第二項中「地籍図根測量又は細部図根測量に引き続き行う場合を除き」とあるのは「与点とする細部図根点等又は航測図根点が地籍測量の着手前に設置された既設のものである場合は」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に、この省令による改正前の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあった作業規程については、この省令による改正後の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され同法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあったものとみなす。